**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第58号　2017/9/8

/

１／２５　/

ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】ＩＲ推進会議のデキレースと迷答弁／投稿：コンピューターはギャンブルに勝てるか／川柳ナゾ解句／大阪カジノ万博物語（4）／コラム：関西財界の本音「ＩＲで得をしたいが寄付や資金は出したくない」、和歌山競輪にみる競輪危機、ボートピア大和ごせの「千本つり大会」の違法！、宝くじ新商品検討会で生まれたBINGO５／NEWSピックup／ギャンブル依存問題川柳⑤／事務局だより

ＩＲ推進会議のデキレースと迷答弁

事務局　井上　善雄

　7月31日、特定複合観光施設区域整備推進会議（ＩＲ推進会議）が取りまとめを発表し、その説明会及び公聴会が全国9カ所で8月17～29日にかけて行われた。当会も8月18日に大阪府庁で行われた関西ブロック説明・公聴会に参加した。

　会への参加は事前申込みによる抽選で、当会は意見表明者として選ばれた。まず、会の冒頭30分余りは、推進本部事務局による取りまとめの説明、宣伝の場で、それに続いて公聴会が持たれた。

一般参加はＩＲ賛否の双方の立場2人ずつ4人だが、団体参加はＩＲ推進団体が大半であった。ＩＲ賛成・推進要望の意見を述べたのは、(株)健康都市デザイン、関西経済同友会、ＫＩＯ、関西シティプロモーション、泉佐野青年会議所、「大阪経済大学」（！？）、和歌山県、泉佐野市、関西広域連合、大阪府・市の10団体であった。地方自治体関係の意見は、各都道府県でなく、市にもカジノを可能とするよう求めていた。反対ないし依存症被害を訴えたのは、当会ギャンブルオンブズマンとセレニティバンクジャパンの2団体だけで、他の反対派の申込団体は選ばれていなかった。

選任基準も不明である。意見表明に割り当てられた時間は1人3分以内、事前に提出させた985文字以内の概要意見書を言わせるものであった。意見表明者16人を机もない椅子に前向き・横並び2列に座らせ、マイクを順に持たせる。ベルで経過時間を1分経過ごとに知らせて急かし、3分で終えさせる。全く公聴会という名のデキレースセレモニーであった。

そして、意見の後、ＩＲ推進会議側の補足説明が30分。それは、市にも業者推薦権を与えよ等というような全て推進派意見者の要望への説明と対応で、推進派内での対立が起きないように気遣うものばかりだった。

全くのデキレース公聴会である。ただ、最後に少し時間があまり、一般参加者からの質問の時間となったところで、「予想外の対応」「迷答弁」があった。

1つは、夢洲は廃棄物処理場としての役割が今後長年予定されているのにＩＲカジノ推進との関係を問われた点だった。ＩＲ推進会議事務局は、その点は私たちへの質問にならないと逃げたところ、意見表明者として参加した大阪府・市が自ら積極的に説明するとした。そのＩＲ担当者は、私たちは独自に進める、埋立・ゴミ処理の環境局も独自に事業を進めると自信たっぷりに述べた。府・市のバラバラ行政を露呈するもので、唖然とする説明だった。

そして、ＩＲカジノ事業者として外国カジノ事業者の名が挙がっているが、外国事業者に利益を吸収される不安について尋ねる質問があった。ＩＲ推進会議事務局は、ＩＲ事業者は内外を問わず考えているという建前しか回答せず、全く白々しいものだった。

また、ＩＲカジノが失敗した場合はどうなるかとの問いに対し、事務局は、成功発展することを考えている、万一失敗しても民間業者による事業なので、その結果政府や国民に影響はなく、業者が負うと述べた。

これらの応答は、実は、ＩＲカジノの公共投資コストや結果責任を市民に負わせるもので、特区構想で本来は許されない賭博のカジノをわざわざ外国企業に認めることについて全く説明になっていなかった。

ＩＲ推進会議は、車でいえばアクセルはあれどブレーキがなく、前方ウインドウを見るも横や後ろは見えない状況で、秋の国会に法案提出すべく猛進しているのである。

公聴会提出「意見概要」

１．ギャンブル依存症を生む民営カジノに断固反対する。

２．博奕は、博徒とギャンブル依存、それによる社会被害を拡大し、反社会的・反教育的でおよそ政府が推進すべきものではない。客を収奪して成り立つカジノは、客の貯えを奪い、客を射幸心漬けにし新たな依存症を増やす。その負のコストは結局社会負担、政府負担となる。

３．観光は、日本本来の自然、歴史、文化を生かすべきもので、カジノ客で拡大させることは負の被害を与える。

４．博奕やカジノを産業とすることは歪んだ産業を増やし、正業を害す。本来、健全な産業人・商工人の目指す事業ではない。いわば博徒のヤクザ産業である。

５．ノム・ウツ・カウの欲望産業を収益事業とするのは、植民地国家の特権企業であり、役人や事業者を含め、利権と汚職の基となる。

６．外国と日本のカジノ資本は、日本の高齢層の貯えを奪うことが目的である。

７．国は、刑法で民営賭博開帳を厳禁しているのに、刑法の改正手続きをせずにカジノを認めることは憲法に違反する。この点、カジノ特区と併せ、厳しく批判したい。

　　法は、一国の社会制度を公平、統一的に定めるもの。それを一地域や一部の者にのみ別のルールを適用し、特権を認めるものが特区構想である。一部の者が特権を得ることは法の下の平等に反する。特区とは、一国内における差別的処遇を公然化するもので、本来、民主主義から許されない。

　　カジノは、民間業者の本格的賭博であり、刑法の大原則に正面から反する。これを強行するのは、憲法の「法の支配」と法の下の平等の原則から許されない。憲法の下で特区として遊郭など売買春施設や、禁止薬物販売、決闘罪の例外地をつくることは許されない。

　　かつて競輪・競馬や宝くじなどは、国や地方財政の緊急対策として生まれたのであるが、この点十分な立法審議もなかった。今では特別立法の目的が失われている。ましてや今回のように本格的民間賭博を公認するための地域特区の利用の必要性はない。

　　ＩＲカジノは生まれたとたんに憲法違反の施設として訴えられる。

＜投稿＞　　　　コンピューターはギャンブルに勝てるか　　　　加計　当

１．コンピューターを使って競馬をやり、大量の馬券を当てて億円単位の金儲けをした者が脱税（無申告、所得税法違反）で立件され有罪となっている。（但し、判決では、一時所得税の脱税でなく、事業所得・雑所得税の違反となり、脱税額は大幅に減ったようだ。）

　　では、本当にコンピューターでギャンブルに確実に勝つことはできるのだろうか。現実には、複雑かつ多くのデータからより確実性の高い予想を立てて選択することになる。その予想確率の程度が問題である。

　　宝くじやサッカーくじのＢＩＧ、ナンバーくじ類は基本的に「大数の法則」（確率上の法則）に支配され、当たりやすい番号を予想して選ぶことはできない。しかし、競馬や競輪など公営競技では、馬や騎手、競輪選手によって年間賞金ランキングがあるように能力差を確実に把握できればより高い勝率を得られることは合理的に説明できる。つまり、複雑な条件を計算できる「ソフト」を発明できれば、高い勝率を得られることになる。

２．では、コンピューターを用いないで、競馬や競輪の単純な勝率予想をしてみよう。

　　今ある10頭出走の競馬レースの単勝予想とする。計算しやすいように100円券を100人が1枚ずつ買ったとする。競馬は原則25％を開催者が先取りするから、7500円が配当となる。当たった者が1人だけなら、100円券1枚で7500円配当となり、1人が7400円を儲け、残り99人は100円の損となる。10人当てれば750円配当となり、10人が650円を儲け、残り90人が100円の損となる。50人が当てると150円配当となり、50人は50円を儲け、残り50人は100円の損となる。しかし、75人が当てると、1人100円配当となり、75人は元金の100円から変わりなし、25人が100円の損となる計算だ。

　　このように、常に2500円、100人中25人が100円の損をしている計算となる。

３．この厳しい勝率の中で、コンピューターは確実に勝つ計算をしなければならないが、データが正確で豊富なら高確率で勝てるだろう。

　　しかし、コンピューターで高勝率をあげようと、開催者は損をしない。むしろ、大量買いが起こることこそ収益増となるのである。公営競技主催者がメディアや予想屋にも便宜を提供するのは、券の売上増が必ず収益増をもたらすからである。

　　ところが、このような高確率予想のコンピューターソフトが広く提供されると、コンピューターが予想する券が多く買われる一方となり、副作用や弊も生まれる。

　　コンピューターは単勝だけでなく、複勝、枠勝…等などの馬券でも高い確率で勝馬券を計算でき、それが公開されると全体としてその勝馬券購入に誘導されるだろう。その結果、勝馬券への配当金は低くなる。（穴馬券はその分高額配当になる！？）　これはオッズ（配当予想）まで示されると、複雑な影響を及ぼす。

　　わかりやすく先の単勝のケースでいうと、90人（90％）がコンピューター予想どおり100円券を買うと、7500円を90人で配当することとなり、1人当たり83円配当となる。すなわち当てた90％の者も17円の損をし、10％が100円の損をするのである。

４．もちろん、全員が当てると1枚75円配当で、全員が25円の損をする。

　　これは、射幸性を失わせ、賭博性さえ喪失させる。そして主催者はコンピューター予想の公表を禁ずることになるかもしれないが、そうすると、予想屋、メディアの「本命」「対抗」「穴」といった予想も制限することになり、ギャンブル周辺業者の職を奪うことになる。

５．今日、天気予報もコンピューター予想によって年間レベルでなされ、かなり的確な予想ができている。

　　実は、パチンコ・スロットの出玉はコンピューターで制御されている。競馬、競輪、競艇等のコンピューター予想は、もとよりパチンコ制御のような精度の高いものでない。しかし、長い（多い）回数を見れば50％どころか80％予想も可能になろう。そうなるとコンピューターの精度が高いほど、コンピューターの本命の券は損をすることが確実な券となる。

　　こんなことはあり得ないと思われるかもしれないが、今日、複雑な囲碁将棋でもコンピューターが人間名人に連勝する時代となった。藤井四段の29連勝もコンピューター将棋で鍛えられたものだ。億兆を超え、京垓まで計算するコンピューターによって、人工衛星が土星の輪を通過する時代である。このコンピューターが高精度で勝券を当てる時代が来ているのである。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊川柳ナゾ解句　　既発表の川柳には考えさせられる（戸惑う）句がある。

〇宝くじ　発売元は　タヌキ社か　（フミフミさん）

　　タヌキと言えば人をばかす、騙す、ズルい動物とされる。だから宝くじの発売元は人を騙す社というなら平凡な句である。そこでもう少し捻って考えてみると、タカラくじのタを抜くとカラくじ。こう解するとカラくじの発売元と宝くじを皮肉り、非難（？）している句ということになる。

〇議事堂に　パチンコ台を　置きそうだ　（岡良さん）

　　カジノ可決した国会議員の場だからパチンコ台を置きそうだというなら、これも凡句。審議などほとんどせずお経まで弄するカジノ国会はパチンコ店と似ているというのか。ＩＲ法の成立で国会議事堂そのものがＭＩＣＥやリゾート施設、そしてパチンコ・スロット機も置くＩＲ（統合型）施設になりそうだというのか。逆に神聖な議事堂まで勝敗の決まったパチンコ店になりそうだというのか。（――そりゃ考えすぎでしょ。）

〇道徳の　教育好きが　カジノ好き　（馬鹿駄物さん）

　　道徳・教育と賭博のカジノは背反するから、その矛盾を指摘した句というのが常識的理解でしょう。逆に道徳の教育好きな人ほど、カジノをやりたがる―それが人間というものだと皮肉の句とも。

大阪カジノ万博物語（４）

万博の正体見たり　金汚花

今や夢洲万博はカジノ誘致と一体であることを政財界もはっきり認めている。4月にパリのＢＩＥに立候補を届けたときはＩＲカジノを隠していたが、たった半年の展覧会で1250億円という建設費投資を回収するだけの経済効果など説明できないのである。

そして、関西経済界が約400億円を「寄付」するという構想について、万博やＩＲを推進する関経連や経済同友会は賛同したものの、具体的に誰が負担するかとなると企業として株主に説明できるような正当な理由が出ないのであった。

そこで、パリ事務局に立候補申請した後になって、関経連（関西のビッグビジネス企業の集まり）らはどうしたら金を集められるか思案したらしい。その一つが、万博会場建設費の捻出のための市内ビル容積率緩和である。このままでは企業からの寄付は400億円も集まらない、集まっても50億円が関の山。寄付企業らに大阪市内の建物の高度や容積率を拡げて、それで金を集めようというものだ。

ズバリそれは市の環境規制を金で緩めて売る“売国奴”ではないか。容積率など建築規制は市民全体のためのものであり、万博に金を出せばルール破りができるという関経連（松下正義住友電工会長）の方針は、不正義の金汚花を咲かせようというものだ。

愛知万博の時にした競輪、競艇や宝くじの収益を回すという案もある。これは自治体の集める400億円強の収入源にはなっても、これで関西経済界の寄付・負担というわけにはいかない。そもそも400億円を集められないのに、夢洲に1250億円の建設計画をさせた関西経済界は、市民を騙していたのか腐っていたのか。

結局、大阪のベイエリアという市民・府民の海を埋めて作った夢洲をカジノ場にするために万博を言ったものの、この3分の1の建設費でさえ集められない経済界は、今後どんな金汚花を咲かせようとするのだろうか。

その第1想定は、ＩＲカジノ関連業者からの金集めであろう。万博敷地を拡げ、その中にＩＲカジノのリゾートやＭＩＣＥに転用できる施設をつくり、ＩＲ業者に“買ってもらう”方法だ。ＩＲカジノに数千億円～兆円を投じてよいとする海外カジノ業者は、厳しい注文を付けるもこれを買ってＩＲ利権を獲得できるなら安いものだ。カジノ業者は“ツバ”をつけるためにも金を払う。こんな万博施設なら、銀行も金を貸し、投資利益を得ようとするだろう。

第2想定は、万博のために頑張って公共投資。パリなど他の候補地に勝てずとも良い。どうせ万博での金儲けは期間が限られ、ＵＳＪの客の半分も奪えないから無理をしない。ただ、地下鉄や道路の公共投資さえ国と自治体にさせればよく、万博はしないでもＩＲ建設の利権業者と結びつくだけでよい。ＩＲ特区は関西企業の「治外法権地区」にして、バクチの金であろうとラスベガスやマカオ、シンガポールと同じでどこが悪いのかと開き直る。

　第1も第2も結局、夢洲にカジノをという本来の狙いをより明確にするだけのものだ。

コラム　　　関西財界の本音　「ＩＲで得をしたいが寄付や資金は出したくない」

2015年1月、関西経済同友会は「スマートＩＲシティ」へのコンセプトを提言した。Ａ4版33頁からなる資料はカラフルで、夢洲全体に及ぶ世界最高水準の集客施設とある。交通インフラ、商業施設、ホテル、ＭＩＣＥ、エンタメ施設を関西スマートシティマネジメント（関西中心の企業体）が推進する。大和総研試算によれば、大阪（ＭＩＣＥ型）ＩＲに7100億円の建設費を投ずる。そして、大阪、横浜、沖縄に計2兆7000億円の建設費を投ずれば、ＩＲ建設による経済波及効果は5兆6300億円、ＩＲ運営による経済波及効果は2兆900億円と述べている。

この同友会のＭＩＣＥ・ＩＲ推進委員会は、福島関空会長が委員長を、銀行、ゼネコントップらが副委員長を務める。結局、この提言は、巨費を誰がどう負担するのか全く述べていない。これでは如何にバラ色の提案であろうと、関西の経済界自身が責任をもって提言したとはいえない。スマートとは格好がよく洗練された様をいうが、これでは負担者のいない贅沢三昧の計画である。

これでは、ＩＲを推進したい大阪松井知事らとしてもそのまま乗れない。そこで海外大手カジノ資本の参拝（陳情）営業にニコニコ顔をするしかなかったのだ。海外カジノは5000億円～1兆円でも投資すると喧伝した。たしかに1580兆円の日本国民貯蓄を狙うには、これぐらいの投資は軽いものだろう。その稼ぎを一手にできるＩＲ参入だからと考えているのだ。大阪夢洲だけで9000億円というスマートＩＲシティ構想は、実は海外カジノ資本にとっては予想内だったのである。

だが、海外カジノ資本に儲けを吸い上げられるだけでは関西経済界は納得できない。そこで「関西スマートシティマネジメント」といった推進企業が必要だというのである。それにしても関西の企業には関経連の大企業グループにしても金を集める力が不足している。

そこで頼みは、国と地方自治体の金（財政、ズバリ税金）である。夢洲への地下鉄一本の乗入にしても数百億円の金がいる。防災上危険な夢洲では埋立、地上げ、道路、上下水のインフラについてもそれ以上の金が要る。だが、カジノに公金支出するというのでは、反対世論が強すぎて議会や府市民の賛同を得られない。

そこで生まれたのが、万博（世界博）構想である。夢洲に万博誘致を口実にインフラ整備を行い、世界から企業投資を呼ぶという構想だ。それが会場建設費1250億円の2025年大阪夢洲万博だ。

この建設費の3分の1ずつを国、大阪府市、そして民間が負担する。地下鉄や道路は大阪市が負担するらしい。しかし、現実のところ400億円の財界負担は困難視されている。この金を負担できる理由のある企業がないのである。

大阪府市によるＩＲ推進会議が2017年2月23日に発足、首長のお眼鏡にかなった委員が選ばれた。とにかく夢洲ＩＲを前進させるための府市首長の御前会議である。

この第1回会議（3月30日）で斉藤関西経済同友会常務理事はこう言った。「…カジノ事業者やＩＲ事業者が得る利益の地元への還元…を制度設計の中で議論していただきたい」「制度設計の中で外資と国内資本との関係、大阪に限る必要はないが、日本の経済界や地元の経済界と外資がウインウインの関係をどうやって構築していくのか…」「知事・市長から世界で一番早くというナンバーワンが強調されたが、そのとおりと思う…」「この推進会議が今年12月までに文章を出すなど…どうなっているのか」と尻を叩いている。

なお、斉藤委員は「日本や地元の経済界と外資のウインウイン」と発言したのを誰かに注意されたのか、「地元と日本の他企業とのウインウイン」の方策の言い間違いだったとして訂正している。しかし、同委員の本音は、外資と関西経済界による利益の分配においてどちらも得をすることを考えている。

地元の一般住民や客が得をする政策は、カジノという収奪事業にあってはあり得ない。ＷＩＮとは争いで相手に勝利することであり、安倍総理がよく外交美辞でウインウインという言葉を使うが、カジノ事業にはウインウインはないのである。

関西経済界の中においてさえ、カジノで得をする者と損をする者が双方生まれて対立する。

和歌山競輪にみる競輪危機

　事務局は、6月17日に和歌山県競輪を視察した。同競輪は、平成19年度には46日開催し、316日は場外券売場として稼働し、総額113億円を売り上げ、1億6900万円の収入をあげた。しかし、その後の10年の歩みをみると、入場者は平成19年の11.6万人から28年度には5.4万人に半減し、本場売上は18.1億円から5.9億円と3分の1になっている。28年度の売上は電話投票が22.6億円、場外券84億円というように、いわゆる競輪場外売り上げに依存している。

　和歌山競輪は平成に入って売上減が続き、22年度には開催収支3.62億円の赤字。近年は黒字化した処理にしているが、19年度に15.5億円あった基金を少しずつ切り崩し、28年度基金残高7.55億円というように実質赤字である。また、同年度収益金を1.89億円と計上しているが、開催に伴う経費106.6億円、ＪＫＡへ2.21億円、全輪協へ1.09億円、日自競に1.71億円を支出し、他へ流出する支出が多い。

　実は、和歌山競輪は、平成15年度の県包括外部監査で監査対象となっていた。監査では、現状は売上減で経営が厳しく、場外開催による運営にも限界があり、競輪収益での一般会計への財政的貢献は厳しいとし、事業の存廃のメリット・デメリットを県民に示して議論を求めるとしていた。これとて極めて行政よりの柔らかい指摘であった。しかし、改善はできていない。

　全国的に競輪は今も適正な対応をできず、固定化した高齢客に加え、場外券・電話投票に依存し、3連単など射幸性を高めるだけで、本格改革はされていない。

　もとより、ギャンブル依存や青少年の健全化事業など無策・無関心が続いている。

ボートピア大和ごせの「千本つり大会」の違法！

１．ボートレースチケットショップ（場外舟券売場）の営業の要は、客集めが第一である。そのため8月19～20日にはハッピィ2デイズとして「何かが当たる！！千本つり大会　ハズレなし！！」との広告が地域の新聞折り込みで配布された。このＢ４版広告ビラによると、当日舟券3,000円を購入するごとに1回、①100円のつかみ取り、②プレミアムビール飲み比べセット（3本？）、③夕張メロンゼリー、④よこすか海軍カレー、⑤インスタントラーメン、⑥お菓子、⑦舟券引換券500円分のいずれかが必ず当たるという。

２．景品表示法は、一般消費者に提供する景品類の価額を景品類の提供に係る取引の価格の10分の金額の範囲内と定めている。（Ｈ28内閣府告示123号）

　　これによれば、①100円のつかみ取り、②プレミアムビールセットをはじめ、600円を超える景品は景表法にも抵触する。舟券3000円は、配当は75％で平均2250円払戻しされるが、それに500円の舟券を配れば75％の350円の払戻しを加え、2600円の払戻しと同様である。これではモーターボート競走法に違反する86％払戻しとなる。

　　客1人最大9000円（3回）の舟券購入分までとされるが、こんな特別サービス大会は違法・不当であろう。

宝くじ新商品検討会で生まれたBINGO５

１．「ジャンボくじの売上不振をはじめ、ロト７導入によるロト６の売上の大幅減等といった宝くじ全体としての売上の伸び悩みの傾向」の下、宝くじ新商品体系を見直す趣旨で、宝くじ新商品検討会が設置された。その経過の概略は次のとおり。

（１）平成26年3月26日協議会で現状分析を開始。①購入者の高齢化、②ＳＮＳゲーム等で宝くじから他の娯楽にシフトしていると指摘。

（２）平成26年5月29日協議会で、①定性調査インタビューで仮説、②単なる当たりはずれでなく別の楽しみ方を提供する必要性。

（３）平成26年7月31日協議会で、①定量調査で20～30代に自分で選ぶ楽しさ、60代に遊び方・選び方の自由選択、②新商品16案を調査し、ジャンボ、通常くじ、数選くじとスクラッチの3カテゴリーの新商品案、③新商品案を含む複数パターン、1等に7億円と10億円の組合せ、④平成26年10月までに宝くじ売上を最大化できる立案として、27年度から29年度までの最適商品体系を決めている。

この中で平成29年度からビンゴ系くじが始められた。「数字を選べることに加えて、数字をつなげるというゲーム性を持った数選くじで、数選ファンと新規層の取り込みを狙う」という。

２．その商品はBINGO５と呼ばれ、「友人とビンゴ！　同僚とビンゴ！　家族とビンゴ！　毎週抽せんのビンゴパーティに、みんなで参加しよう」とある。この広告チラシにあるように、家族の中にまで宝くじビンゴを広め、買わせようというものだった。

　　1口200円、受託銀行みずほ銀行で、その販売予定計画として、平成29年4月発売の第1回から30年3月発売の第55回は各回発売額4億4700万円、収益1億7797万円（39.82％）、30年4月発売の第56回は発売額4億1500万円、収益1億6521万円（39.81％）を予定している。

　　宝くじの収益金は、47都道府県20政令市で分配し、大阪市は29年度1130万円の収益を得る予定である。その使途は、①国際交流、②少子化対策、③校舎等教育施設、④公園の整備、⑤スポーツ施設、⑥情報化関連事業、⑦図書館、⑧消防設備、⑨産業経済、⑩廃棄物処理などに振り分けられているが、1100万円をこれらにばら撒いたとしても大阪市にとって宝くじ収益の効用など具体的に言葉にすることもできないだろう。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.7.21～9.4）

2017.7.21　　Newsphere　｢日本のｶｼﾞﾉだめかも…｣海外から懸念の声 厳しすぎる規制 本末転倒とも

　　7.25　　苫民　　 東京都内で初会合　苫小牧市の国際リゾート構想策定諮問委

8.2　　中日　　　目標は国際観光都市　知事、ＩＲ整備を足掛かりに

信濃毎日　 カジノ解禁　議論を一からやり直せ

　　8.3　　毎日　　　カジノ解禁で有識者案　実効性ある依存症対策を

　　8.4　　ＮＨＫ　　ＩＲ誘致の研究会　初会合／愛知県

　　8.5　　琉球　　　沖縄投資計画を表明　中国カジノ企業、3000億円

　　　　　 毎日　　　競艇補助金訴訟　鳴門市長らに支払い命令　高裁が1億1800万円／徳島

8.7　　高知　　【カジノ解禁】このまま進めていいのか

　　8.8　　山陰　　　論説　カジノ規制／依存症対策をどうする

　　　　　＜当会　警察庁に対し、パチンコ規制改正に関するパブコメ提出＞

　　8.9　　毎日　　　臨時国会9月下旬召集　働き方改革法案やカジノ実施法案審議が焦点

　　　　　 東奥　　　時論：包括的な依存対策を／カジノ規制

　　8.10　　愛媛　　 社説：カジノ整備素案　矛盾と大風呂敷の計画は撤回を

　　　　　　赤旗　　 カジノ公聴会　透明性確保を

　　8.17　　＜当会　会報第５７号発行＞

　　　　　　ＩＲ推進会議の取りまとめに関する公聴会　初回開催（東京）

時事　　　カジノ施設に賛否両論＝ＩＲ制度の公聴会スタート

　　　　　　ＴＢＳ　　カジノなど統合型リゾート、政府が初の説明会

　　8.18　　＜当会　ＩＲ推進会議の取りまとめに関する公聴会（関西）で意見表明＞

　　　　　　日経　　「カジノ構想」熱帯びる　政府、法案提出へ説明会　自治体、観光の目玉づくり　リゾート大手会長、日本市場は最適な庭

　　　　　　朝日　　　カジノ素案　疑問噴出　「経済効果は」「依存症招く」初の公聴会

　　　　　　東京　　　カジノ法で初公聴会　企業、経済効果強調　市民団体、懸念

　　　　　　ＮＨＫ　　カジノ含むＩＲ　公聴会で賛否／大阪

　　　　　　毎日　　　ＩＲ制度設計　大阪でも公聴会　カジノに賛否両論

　　8.19　　毎日　　　ＩＲ巡り公聴会　80人が賛否両論／大阪

　　8.20　　大阪青年会議所主催「カジノ誘致徹底討論会」　井上パネリストとして参加

　　8.21　　週プレ9/4号　　パチンコ業界「悪夢の倒産ラッシュ」カウントダウンが始まった

　　8.22　　大阪日日　　カジノ誘致、是非探る　青年会議所大阪で討論会

　　8.23　　西日本　　「地方都市もＩＲを」福岡市で政府公聴会　長崎県が推進意見

　　8.24　　ＮＨＫ　　大阪のＩＲ　米企業構想明らかに

　　　　　　日経　　　パチンコ出玉「3分の2」に　警察庁、18年2月から規制強化

　　　　　　朝日　　　パチンコやパチスロに依存、推計39万9千人

　　8.28　　毎日　　　カジノ法は廃案を　日弁連が意見書提出

　　8.29　　ＮＨＫ　　政府　ＩＲ法案整備に向けギャンブル依存症への対策決定

　　　　　　毎日　　　ＩＲカジノ反対意見多数　名古屋で制度公聴会

　　　　　　赤旗　　　カジノ反対相次ぐ　名古屋で公聴会　運営にも疑問

　　8.30　　赤旗　　　カジノ解禁に反対　日弁連が街頭宣伝

　　8.31　　毎日　　老舗バカラ店　組資金源　ミナミで20年　年間十数億円利益　大阪府警摘発

　　　　　　ＮＨＫ　　大阪のＩＲ基本構想で中間骨子

　　9.3　　全国市民オンブズマン大会「カジノ・ギャンブル」分科会開催

　　9.4　　 毎日　　　 カジノ反対決議採択　市民オンブズマン大会閉会

　　　　　週プレ9/18号　　関係者が語るパチンコ業界、生き残りへの「ウルトラＣ」とは？

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル依存問題川柳⑤

　本格ギャンブルは非公認のヤクザら業者のやる闇バカラやノミ行為が多く、ヤクザ映画のような賭場は今日ではさすがにほとんどありません。しかし、賭けマージャンから野球、相撲トバクまで、ギャンブル依存の深みは広く、ヤクザのバカラ賭博も案外身近にもあります。

有名人　検挙され知る　賭博の種　　　（プロ野球・大相撲・サッカーまでも有名に）

ヤクザとは　８・９・３の　ブタ由来　（追丁カブで合計がゼロの場合のクズ札に由来する）

バカラとは　トランプゲームが　賭けになり（baccara(t)は親も子も遊べるシンプルさ）

呑み行為　本券買わず　決済し　　　　（客から券を買ったことにして自分が決済することから）

ノミ行為　公営競技の　妨害罪　　　　（それ故自ら賭博するより重い競馬法等違反とした）

見つかれば　逮捕されるが　止められない　（わかっちゃいるけど止めれぬことは依存症）

ヤミ賭博　詐欺がなければ　高配当　　（75％より95％配当を誰しも有利と思うもの）

ヤミ賭博　手入時客を逃がす　策があり（江戸時代から開帳者は客の旦那を逃がす手配も）

賭博場の　下足番兼　見張り番　　　　（役人の検挙から客を守るのは元役人(警察官)の仕事とか）

銭とばし　チンチロリンで　簡単に　　（ヤクザが暇な時によくするバクチという）

甲子園　野球賭博で　200億円　　　 （かつて夏の高校野球だけで200億円といわれた）

花札は　追丁カブから　コイコイも　　（花札の馴染みの多い追丁、コイコイ、他にバッタまきも）

手本引　賭博の王者　心理戦　　　　　（胴師の1～6の数字を客が当てるもの）

刑務所の　中でも博打　できるとは　　（石鹸から食事、手作り酒までなんでも対象にする）

**事務局だより**

１．今後のカジノ反対集会等イベントのお知らせ

・「ギャンブル依存症ゼロをめざす国ノルウェーの取組み」無料講演会

　　9月13日18：30～エルおおさか／9月14日14：00～阪南大学あべのハルカス

・大阪弁護士会シンポジウム「カジノ実施法の制定阻止に向けて」参加無料

　　9月16日13：30～大阪弁護士会館

２．8月18日、ＩＲ推進会議取りまとめに関する公聴会（関西ブロック）に参加し反対意見を述べました。（ｐ1～2「ＩＲ推進会議のデキレースと迷答弁」参照）

３．8月23日、ＩＲ推進会議取りまとめに関するパブリックコメントも提出しました。

平成２９年８月２３日

パブリックコメントへの意見 （特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～ に対する意見募集について）

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　御中

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会

意　見　書

　「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」に対する当会の意見は、平成２９年８月１８日の関西地区公聴会の意見表明において概要を提出しました。推進会議がすすめるＩＲカジノは、ギャンブル依存症その他社会的不正や弊害を増やすものであり、その推進を検討する前にまず現在の依存症その他弊害をなくす措置を先行させるべきというのが私どもの意見です。

　公聴会では発言時間が厳しく制限されていましたので、ＩＲ制度の導入にあたり「世界最高水準」と自賛される規制が不実不十分のもので、むしろ規制をするならどうあるべきかについて提言します。

第１．特区カジノの違憲・違法性

１．ＩＲ特区の必要なし

　　刑法で禁じられている賭博開帳を一部の地域だけに認める必要性は、日本国内どこにもありません。カジノを設置しなければ日本人が生活できないというようなことはなく、人が来てくれない地域など日本のどこにもありません。むしろ、特区候補地といわれる大阪、横浜、名古屋、その他都市周辺地は、観光のためにギャンブル産業をする必要などない地域です。

　　日本ではどこでも自由にリゾート開発、ＭＩＣＥ、エンターテインメント事業をすることが認められています。従って、内外の企業は適地を選んで事業展開で決ますし、現にしています。

　　要するに今回、ＩＲ特区、複合観光施設区域などと特別区域化しようとするのは、アベノミクスの失敗といわれる下で「第三の矢」事業として、刑法の適用をはずして賭博番外地をつくることが目的なのです。

２．ＩＲ事業者の選定

（１）カジノＩＲについて特定民間業者を選定するとしています。

　　　しかし、ＩＲカジノを運営できる業者は限られており、例えば大阪夢洲ＩＲであればウインリゾーツなどが既に大阪府知事を何度も訪れているように、各候補地には参入詣でをしている外国企業があって事実上候補選定の構図が出来上がっています。都道府県知事の裁量によって１企業１地域として決定される選定など「忖度」ところか「えこひいき」を予定しているに等しいものです。

　　　そもそも特定の一民間企業に賭博開帳権を与えるなど、刑法はおろか憲法違反です。

　　　以上のとおり、日本法制の遵守する水準に達しません。

（２）参入規制として、カジノ事業者の廉潔性を求め、ＩＲ事業者とカジノ事業者の一体化、株主、委託、カジノ機器業者、従業員らへの規制を一定述べています。

　　　これらは要するに、免許業者に対し行政指導・監督を厳しくするという建前を述べているだけです。事実、既に存在する公営ギャンブルでも①規制の空洞化、②ギャンブル規制における組織と規制庁の癒着、③繰り返す不正・不当の発生、④不正が発生しても巨大な既成事実となって取消・撤廃ができないという現実があります。（原子力発電所が、安全安定神話によって巨大投資されてしまうと、それが生み出す有害物・廃棄物の処理が出来なくても、運用を続けるしかない状況と同様です。）

　　　およそ「法の番外地」をつくるだけの必要はＩＲカジノにありません。

第２．ＩＲカジノによる弊害防止対策について

　カジノに伴う弊害の防止を十分に行うと、カジノに客が来ず、利益が得られず、事業としてやっていけない等として、規制が骨抜きにされることが目に見えています。既に現時点で、カジノ事業者や代弁コンサル、代弁団体からは、賭け金、客の入場、滞在時間等には厳しい規制は必要ないというような意見表明がなされています。

１．依存（症）の防止対策

　　カジノは、客の射幸心を利用して収益を上げる賭博を開帳するものです。人は一定状況のもとで射幸心に捕らわれ、健全な判断を害されます。依存防止はカジノ収益の向上とは背離するものです。その防止のためには次のことが必要不可欠です。

（１）客の入場資格制限と賭け金の健全証明

　　　不適格者としては、健康な遊び・娯楽を超える賭け行為をして生活破局をしたり犯罪に走る可能性のある者全てです。例えば、賭け金は月収の10～20％までにすべきと考えます。そもそも月収（家族生活費）が30万円に満たない者は、カジノのようなところで賭け行為をするには「不適格」です。入場者としての適格性が担保（証明）されて初めて入場できるというような入場制限があるべきです。

　　　ノルウェーやスウェーデンでは既に、月収所得の一定割合を超えた賭け行為を禁止しています。この制限は、入場者（資格）の制限だけでなく、賭け額の限定として具体化すべきです。清浄で健全な金であるとの証明書（公的な所得証明）が必要です。

（２）入場規制の方法

　　　賭博という反健康的・反教育的な行為の場への入場には制限が必至です。未成年禁止はもちろん、マイナンバー等によるチェックが必須です。

　　　推進会議もマイナンバーの利用をいいますが、入場回数制限の原案では甘く、妥協的に過ぎます。

（３）入場料と貸金・ＡＴＭの禁止

　　　日本人に入場料を付すと言いますが、例えば5000円でも依存者への効果は薄いでしょう。健全な遊び・娯楽の範囲なら賭金限度は月収の10～20％が限界であり、業者による客への貸金やＡＴＭ設置は禁止するべきです。

（４）依存防止のための教育

　　　カジノなどギャンブルを勧める一方での「注意広告」は、ぱちんこの勧誘広告の添書きレベルで、依存症防止に効果はありません。カジノなどギャンブル入場者には、医学的知識を含む射幸性の罠を教え、一般市民への啓蒙と青少年には健全な労働、倫理を教えるべきです。

（５）入場者の健康証明（依存症でないことなど）

　　　連続入場４時間以上の者には、ギャンブル過剰熱中と依存防止のためにクールダウンが必要です。１日４時間までに制限するべきです。健康診断チェックも必要です。場内でのアルコール飲用は禁止し、薬物服用などをしていないことが入場の条件です。

（６）入場回数制限

　　　外国人も日本人も、１日４時間、１週間に２回まで、１ヶ月に８回まで、１年間に３０回までといった入場回数制限、日数制限が必要です。それ以上は健全な娯楽どころか精神衛生を害します。

２．マネーローンダリング、脱税等不正対策

　　カジノでは、マネロン、チップの贈与や「相対賭け」など脱税が容易に行えます。そのために客の安全対策と共に次の規制が必要です。

（１）入場者の持込金・チップ交換時規制と監視

　　　掛け金のチップへの交換は現金のみの対応とし、チップと現金の交換は入場時・退場時に限って完全に行うものとします。会場外へのチップ持ち出し、会場内での客間のチップ贈与・貸与は厳禁します。会場内やゲームの様子を監視カメラで録画して違反を取り締まることで客の安全を確保します。

（２）カジノ店の貸金によるチップ交換、信用決済は禁止

（３）賭け金は１日５万円まで、１ヶ月３０万円まで、１年間１００万円までを上限とします。

（４）カジノ店側と客の収益も完全捕捉し、客の一時所得は源泉方式で課税徴収します。

３．広告の全面禁止

　　会場での使用案内のみに限り、勧誘宣伝につながる広告はメディアその他全面禁止します。

４．客本人、家族、その他親族の相談対応・入場制限

　　本人のみならずその家族や本人の保護者、債権者その他関係者からの要望に応じて、客の健康相談や事前に入場の制限をかけられるよう対応します。苦情トラブルは全て記録し、政府の管理当局が毎月チェックします。

５．不当な入場規制や事業者が客へ与えた損害（詐欺的手法、不当操作）については救済のための第三者救済機関を設けます。

６．ジャンケット・コンプは禁止します。

７．暴力団関係者及び公務員、関係業者等の入場制限

　　推進会議は、カジノ事業者による暴力団の入場制限の徹底は望めないためか、暴力団関係者の自主的入場禁止義務を定めます。しかし、警察の暴力団在籍証明は不完全で実効性が少なく、暴力団の入場規制に効果は期待できません。

　　むしろ、必要なのは政府や地方自治体の公務員やＩＲ関係業者の入場禁止です。汚職防止、利益相反、ギャンブリング行政でのえこひいき、忖度の排除が不可欠です。

８．ＥＧＭの制限

　　　カジノフロアの制限論もありますが、スロットなどＥＧＭは老人客が多く、最低額のスロットなどで収奪性を低くします。また、管理部門の監視が及びにくく、絶対的設置数の制限が必要です。パチンコ・パチスロのような店側の操作を絶対に許してはなりません。

第３．推進会議のあり方について

　　推進会議は、ギャンブル依存その他の害をゼロにできないとしつつ、政府や自治体に収益が得られることでカジノを是としています。

　　しかし、カジノ事業の収益をＩＲ全体の収益に廻せば、その利益はＩＲ事業者とそれに関わる民間業者等の利益になります。これではカジノの利益を全て公共目的に使うという建前が崩れます。

　　公営競技はその売上の25～40％にあたる収益を公共自治体が全て公共事業に使うという建前によって、刑法の違法性を免れるとされています。カジノＩＲでは、カジノ事業の収益が、①リゾートホテルなど他部門や、②カジノ事業者がする委託等の費用という形で他の民間企業などの収益に転化されてしまうことを防止すべきです。

　　今回の推進会議の取りまとめは、世界最高水準のＩＲカジノどころか、欧州カジノレベルでもなく、低い東南アジアレベルのＩＲカジノを日本の大都市周辺につくることだけを目的としたものとなっています。

　　こんな前提を示す推進会議の結論は、正しい審理をされたものとはいえません。

４．8月20日、日本青年会議所（ＪＣＩ）近畿地区主催「カジノ誘致徹底討論会」に、井上が反対派パネリストとして参加しました。

　コーディネーター　石田英司（毎日放送）　／　パネリスト　後藤克彦（ＪＣＩ近畿地区会長）、誘致派：谷岡一郎（大商大教授）、中立（？）：田中紀子（依存症問題を考える会代表）、反対派：桜田照雄（阪南大教授）、井上善雄（弁護士）（敬称略、以下同）

　　まず、夢洲カジノの是非について論じました。以下、その発言から…。

谷岡：誘致による大阪経済だけでなく日本経済への効果は大きい。シンガポールカジノのように依存症やマネロンなどは心配には及ばない。

桜田：ＩＲカジノに投入される数千億～兆円の回収を行うカジノ収入とは、大阪府民をはじめカジノ客からの莫大な収奪によって償われるものでその害は大きい。

田中：現状の多くの依存問題の解決が先である。

後藤：（慎重論ではっきりとした結論を述べず）

井上：ギャンブル依存による本人、家族、そして社会への害を弁護士として長年経験してきた。

　　実は、本討論会は当初誘致派パネリストとして松井大阪府知事の参加が予定されていましたが、何故か急遽不参加となりました。これは、その後府市が公表したマイナンバーによる入場チェックなどの効果についてまともに説明できないからでしょう。

　　結局、ＩＲカジノについては、谷岡が語るＩＲカジノへの夢と、反対派が対立したままに議題が終わりました。

　　そして、自らもパチンコをするという石田コーディネーターの進行で、パチンコ問題の論議に。実は谷岡は、日本のパチンコについては批判的であり、ギャンブル依存を生み出す中心であるパチンコ対策が求められているとの点で、パネリスト全員が一致するという流れになりました。

　　ＪＣＩが多数動員した討論会は、参加費無料で目標800人としていましたが、その半ばに達していなかったと思われます。

５．9月3日、第24回全国市民オンブズマン和歌山大会「カジノ・ギャンブル分科会」開催

　　今回の分科会では、政府や大阪府市が積極的に推進する「カジノ実施法」に向けた動きや、横浜や和歌山でのカジノ誘致反対運動、泉佐野市の場外券売場を含む報告などがなされました。当会は大阪夢洲カジノ万博の貧相について報告。そして、今後の市民運動について討議しました。

　　特に、大川弁護士から報告された、横浜山下ふ頭のカジノ誘致計画に対し、9月6日にも提出が予定される数百人規模の住民監査請求をはじめとする反対活動とその論理についての説明は、前日に行われた全体会での報告と併せて、分科会参加者50人の共感を呼ぶものでした。

　　そして、大阪の市民に対し、大阪夢洲カジノにはどう取り組むのかという厳しい問題提起がありました。

　　最後に分科会で討議の上、全体会にＩＲカジノ設置に反対する決議案を上げ、この決議が採択されました。

ＩＲカジノ設置に反対する決議

１．2016年末国会で「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、ＩＲカジノ法）が強行採決された。

　　ＩＲカジノ法は、政府に民営ＩＲカジノの実施法をつくらせ、2020年の東京五輪にも間に合わせるというもので、カジノに伴う①ギャンブル依存症等の発生･拡大、②治安悪化、犯罪の発生、③マネーローンダリング、脱税、④教育･文化環境の悪化を招き、そして本来許されない賭博を営利業者に認めるという利権まで発生させ、法秩序の否定をもたらすものである。よって、私たちは法案に反対し、廃案を求めてきた。

２．政府は、2017年4月に「ＩＲカジノ実施法」の立法化のため推進会議をつくった。そして、安倍首相は口先では世界最高水準の規制のＩＲカジノを設けるというも、推進会議のＩＲカジノ案の実態は最低レベルのカジノ規制を取りまとめようとしている。

　　ＩＲカジノは、人の射倖心を利用して、人の富を効率的に収奪するものであり、人の弱みを利用する大規模な組織的私企業活動である。

　　国内外のカジノ企業、ＩＲ議連（カジノ議連）、カジノを推進する経済団体、そして誘致活動を行う一部地方自治体の首長は観光振興などというが、その効果は疑わしく、市民から娯楽の名の下に財産を収奪する事業を進めるものである。

３．政府や地方自治体は、現在でも刑法185～187条の例外となる特別法で公営競技を主催したり、富くじ（宝くじとサッカーくじ）を販売しており、10兆円弱の公営ギャンブルがある。また、日本にはパチンコ･スロットの売上18兆円、11000店と世界最多の公認「ミニカジノ」が存在する。

　　これによる日本のギャンブル依存症は厚生労働省の委託調査で286～536万人と推計されている。そして、既存ギャンブルの周辺で既に賭客の借金や生活破綻、自殺、さらに家族の財産喪失から子どもの熱中死までが発生している。そして、ギャンブルに投ずる金のために発生する窃盗、強盗、横領の犯罪も絶えない。

　　しかるに、この弊害を生み出したギャンブル主催者･企業はその防止の責任を全く果たしていないし、政府や自治体も被害救済に動いていない。

４．これは憲法の定める日本国民の幸福追求権、生存権、生活基礎となる財産権を侵害するものである。そして、「ＩＲカジノ実施法」を国会が認めることは、これまで日本にない「賭博特区」での民間企業の賭博開帳を認めるもので、憲法上、最大の尊重を必要とする人権と公共の福祉に反するものであり、絶対に許されない。

　　以上、決議する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2017年9月3日

第24回全国市民オンブズマン和歌山大会参加者一同

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会